4　受験申請書の提出期間　平成30年５月25日（金）から平成30年６月22日（金）まで
なお、郵便による受験申請書の提出は、平成30年６月22日（金）までの消印のあるものを有効とする。
5　合格者の発表　平成30年10月４日（木）
6　試験の実施に関する事務を行う者　この試験の実施に関する事務は、作業環境測定法第20条第１項の規定により指定した公益財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。
7　受験申請書の提出先　公益財団法人安全衛生技術試験協会（〒101―0065　東京都千代田区西神田３丁目８番１号　千代田ファーストビル東館９階　電話03―5275―1088）
8　受験申請書用紙の交付　次の場所において交付する。
⑴　公益財団法人安全衛生技術試験協会の本部及び各安全衛生技術センター
⑵　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）
⑶　中央労働災害防止協会の各地区安全衛生サービスセンター
⑷　公益社団法人日本作業環境測定協会の本部

**第50回社会保険労務士試験の実施について**

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第10条第１項及び第10条の２第１項の規定に基づき、第50回社会保険労務士試験を次のように実施する。

平成30年４月13日
厚生労働大臣　加藤　勝信

1　試験地　北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県
2　試験日　平成30年８月26日（日）
3　試験科目
選択式試験　８問
労働基準法及び労働安全衛生法　１問
労働者災害補償保険法　１問
雇用保険法　１問
健康保険法　１問
厚生年金保険法　１問
国民年金法　１問
労務管理その他の労働に関する一般常識　１問
社会保険に関する一般常識　１問
択一式試験　70問
労働基準法及び労働安全衛生法　10問
労働者災害補償保険法　７問
雇用保険法　７問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律　６問
健康保険法　10問
厚生年金保険法　10問
国民年金法　10問
労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識　10問
4　法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、平成30年４月13日（金）現在施行のものとする。
5　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
⑵　旧高等学校令（大正７年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業し、又は修了した者
⑶　司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者
⑷　国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人、特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑸　行政書士となる資格を有する者
⑹　社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑺　労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して３年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含む。）（労働組合を除く。⑻において「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して３年以上になる者
⑻　労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑼　厚生労働大臣が前記⑴から⑻までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
6　受験手続
⑴　受験申込書、受験案内等（以下「受験申込書等」という。）の交付
ア　交付場所　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３―２―12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4880）（以下「試験センター」という。）及び各都道府県社会保険労務士会
イ　交付期間及び交付時間　平成30年４月13日（金）から５月31日（木）まで（試験センターにおいては、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時30分から午後５時30分まで。各都道府県社会保険労務士会においては、営業日・時間が各会ごとに異なるため、あらかじめ営業時間等を確認の上来所すること。（全国社会保険労務士会連合会ホームページ
https://www.shakaihokenroumushi.jp/）
ただし、郵便で受験申込書等を請求する場合は、試験センターに請求することとし、封筒の表面に「受験案内　請求」と朱書の上、返信用封筒（角形２号）を同封して１人１部ずつ請求すること。
なお、返信用封筒には、郵便番号・住所・氏名を明記し、140円（速達の場合は420円）分の切手を貼ること。
⑵　受験申込み　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。
ア　受験資格を有することを明らかにすることができる書類
イ　写真
ウ　下記⑶の受験手数料の納付を証明する書類
なお、試験科目の一部について試験の免除を受けようとするときは、併せて社会保険労務士試験の試験科目の免除申請書に所要事項を記入し、提出すること。
また、この申請書には、社会保険労務士法別表第２の下欄に掲げる者に該当することを明らかにすることができる書面を添えなければならない（既に免除の決定を受けた試験科目のみの申請の場合を除く。）。
⑶　受験手数料　受験手数料は、試験センターが指定する方法により9,000円を払い込むことにより納付すること。
⑷　受験申込先　試験センター
⑸　申込受付期間及び申込受付時間　平成30年４月16日（月）から５月31日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時30分から午後５時30分まで。）
なお、郵送による申込みは簡易書留郵便により送付すること。この場合、平成30年５月31日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。
⑹　受験地変更の取扱い　受験申込書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、平成30年６月29日（金）午後５時30分までに試験センターへ文書で申請すること。
7　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。
8　合格者の発表　合格者の受験番号は、平成30年11月９日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。
9　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。
⑵　試験の詳細については、受験申込書と同時に交付する受験案内に記載する。